

豊山町障害者活躍推進計画

機関名	豊山町
任命権者	豊山町長、豊山町教育委員会
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
豊山町における障がい者雇用に関する課題	<p>本町は、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、これまで、障がいのある人を対象にした職員の採用選考、働きやすい職場環境の整備など、障がい者雇用に対する取組を積極的に行っており、令和元年度において、法定雇用率を満たしている状況にある。</p> <p>なお、本町教育委員会は、町長部局から出向している職員で構成されており、独自に職員の募集・採用を行っていない。障害者の雇用の促進等に関する法律第42条に規定する特例の認定を受けていることから、採用に関する目標は合算して設定する。</p>
目標	
① 採用に関する目標	<p>法定雇用障害者数以上の障がい者雇用を継続する。</p> <p>（参 考） 令和元年6月1日時点の雇用障害者数：4人</p> <p>（評価方法） 毎年の任免状況通報により把握及び進捗管理を行う。</p>
② 定着に関する目標	<p>不本意な離職者を極力生じさせない。</p> <p>（評価方法） 人事記録を元に前年度採用者の定着状況の把握及び進捗管理を行う。</p>
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障がい者である職員の相談窓口を設定する。 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合に、選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいの状況により従来の業務遂行が困難となった障がい者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事評価面談の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつも、過重な負担とならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。

	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の障がい者を排除し、又は特定の障がい者に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
4. その他	<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。</p>